

発議案第2号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年3月23日提出

提出者	富津市議会議員	石井志郎
賛成者	同	関努
	同	平野英男
	同	山田重雄
	同	三木千明
	同	諸岡賛陞
	同	猪瀬浩

富津市議会議長 渡辺 務 様

提案理由

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことから、引き続き令和3年4月1日から9月30日までの間、議員報酬の月額を10パーセント削減するため、条例の一部を改正するものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に支給する議員報酬の月額に係る減額特例措置）

- 6 第2条の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に支給する議員報酬の月額（第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含まない。）は、第2条に規定する額から100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。